に評価替えする。

イ　財政状態計算書（連結の範囲等調整後）における保険契約に係る負債の額（保険契約に係る資産の額を相殺した額とする。）から次に掲げる額を除いた額

⑴　その採用する企業会計の基準における保険契約に関連する未稼得利益の額（財政状態計算書（連結の範囲等調整後）における保険契約に係る資産の額及び負債の額に含まれる額であって、特例企業会計基準等適用法人等が保険契約に係るサービスを提供するにつれて認識する未稼得の利益の額をいう。以下この章において同じ。）

⑵　連結財務諸表規則第一条第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（以下この章において「日本基準」という。）において保険約款貸付に相当するものに係る額

⑶　日本基準において代理店貸及び代理店借に相当するものに係る額

⑷　その他保険契約に直接よらない日本基準において未収金及び未払金に相当するものに係る額

ロ　財政状態計算書（連結の範囲等調整後）上、その採用する企業会計の基準において金融商品等に相当するものとして評価している額であって、生命保険契約等又は損害保険契約等に係るものの額

二　次のイ及びロに定めるものの合計額を、第三章第三節に規定する再保険回収額に評価替えする。

イ　財政状態計算書（連結の範囲等調整後）における再保険契約に係る資産の額（再保険契約に係る負債の額を相殺した額とする。）から次に掲げる額を除いた額

⑴　その採用する企業会計の基準における再保険契約に関連する未稼得利益の額（財政状態計算書（連結の範囲等調整後）における再保険契約に係る資産の額及び負債の額に含まれる額であって、特例企業会計基準等適用法人等が付した再保険契約に係るサービスを受領するにつれて認識する再保険契約の保有に係る正味の費用又は利得の額をいう。以下この章において同じ。）

⑵　日本基準において再保険貸及び再保険借に相当するものに係る額

⑶　その他再保険契約に直接よらない日本基準において未収金及び未払金に相当するものに係る額

ロ　財政状態計算書（連結の範囲等調整後）上、その採用する企業会計の基準における金融商品等に相当するものとして評価している額であって、再保険契約（特例企業会計基準等適用法人等が引き受ける保険契約を、再保険に付したものに限る。）に係るものの額

三　前二号において、経済価値ベースの保険負債の額及び再保険回収額の評価替えの対象から除外した額にあっては、次のイ及びロに掲げるところにより組み替える。

イ　保険契約に関連する未稼得利益の額及び再保険契約に関連する未稼得利益の額は、純資産の部に組み替える。

ロ　イに掲げるもの以外は、特例企業会計基準等適用法人等の債権は資産の部に、特例企業会計基準等適用法人等の債務は負債の部に組み替える。

四　第三章第四節の準用に当たっては、第三十五条第四項に規定する規制上の準備金に係る繰延税金資産の取崩額は０とする。

（特例企業会計基準等適用法人等における適格資本及び所要資本）

第百八十五条　特例企業会計基準等適用法人等における連結ベースの計算に当たっては、第四章の規定を準用して適格資本の額を、第五章及び第六章の規定を準用して所要資本の額を計算するものとする。この場合において、前条第三号イの規定により、純資産の部に組み替えた保険契約に関連する未稼得利益の額及び再保険契約に関連する未稼得利益の額は、第三十九条に規定する資本調達手段以外のTier１適格資本の額に含めるものとする。

附　則

（適用期日）

第一条　この告示は、令和八年三月三十一日から適用する。

（保険業法施行規則第八十六条等の規定に基づき保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件等の廃止）

第二条　次の各号に掲げる告示は、廃止する。

一　保険業法施行規則第八十六条等の規定に基づき保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成八年大蔵省告示第五十号）

二　保険業法施行規則第八十六条の二等の規定に基づき保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成二十三年金融庁告示第二十三号）

三　保険業法施行規則第八十五条第一項第二十三号等の規定に基づき金融庁長官の定める算出方法を定める件（平成二十三年金融庁告示第二十六号）

（生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法の適用日前の承認）

第三条　生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社になろうとする報告保険会社等は、令和八年三月三十一日前においても、第六十七条の規定により、生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法を採用することの承認の申請をすることができる。

２　金融庁長官は、令和八年三月三十一日前においても、生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社になろうとする報告保険会社等が前項に定めるところにより承認の申請を行った場合には、第六十八条の規定により承認を行うことができる。この場合において、令和八年三月三十一日